

経

営

情

報

2018.11.27

NO.416

# 地域未来投資促進法の概要について

日本国内の地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠く等、課題も存在しています。

こうした課題を解決するため、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組みを支援することを目的として、平成29年7月に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下、地域未来投資促進法）が施行されました。

地域未来投資促進法に基づき、承認を受けた地域経済牽引事業計画に対し、各種の支援措置が講じられています。

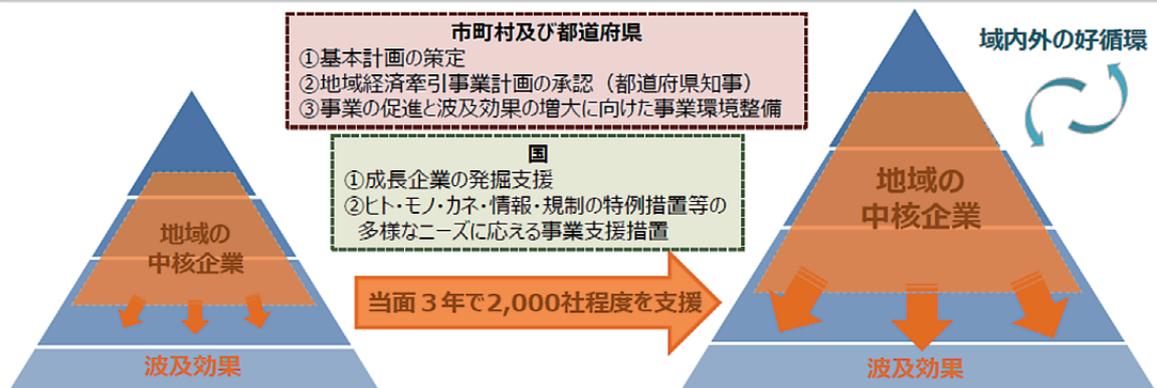
本号では、計画の承認から支援措置に至るまでの流れについて、ご紹介します。

## 地域未来投資促進法について

平成29年7月31日、地域の成長発展の基盤強化を目的とする「地域未来投資促進法」が施行されました。

地域未来投資促進法とは、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を与えることにより地域経済を牽引する事業（以下、「地域経済牽引事業」）に対して、各種支援措置を講ずる法律です。

### ＜地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長イメージ＞



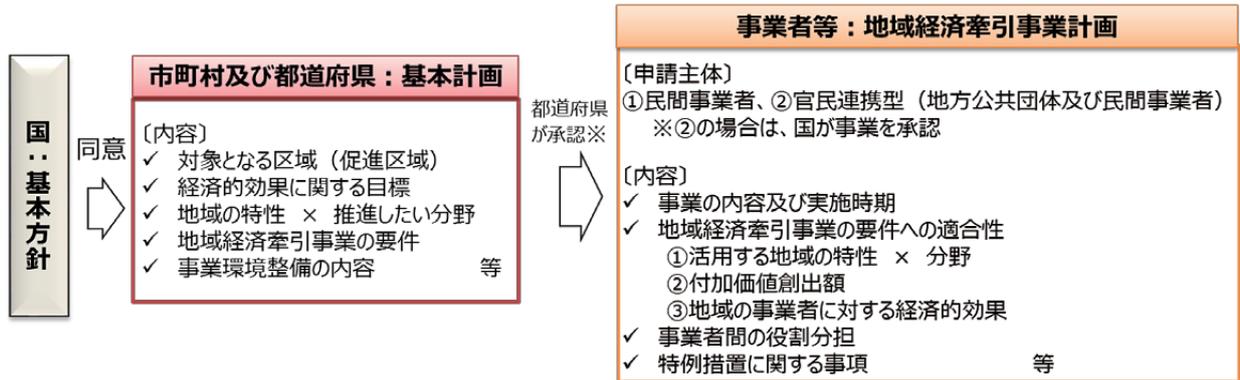
(出所) 経済産業省資料

## 「地域経済牽引事業計画」承認の流れ

地域経済牽引事業計画の認定に至るまでの流れは下表のとおりです。

まず、国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、この内容について国が同意します（平成30年9月末時点で47都道府県の合計197計画が同意）。

次に、国の同意を受けた基本計画に基づき、事業者の方が策定する地域経済牽引事業計画を、都道府県知事が承認します。製造業のみならずサービス業等の非製造業を含む幅広い事業が対象となっており、当面3年間で2,000社程度の支援を目指すとしています。



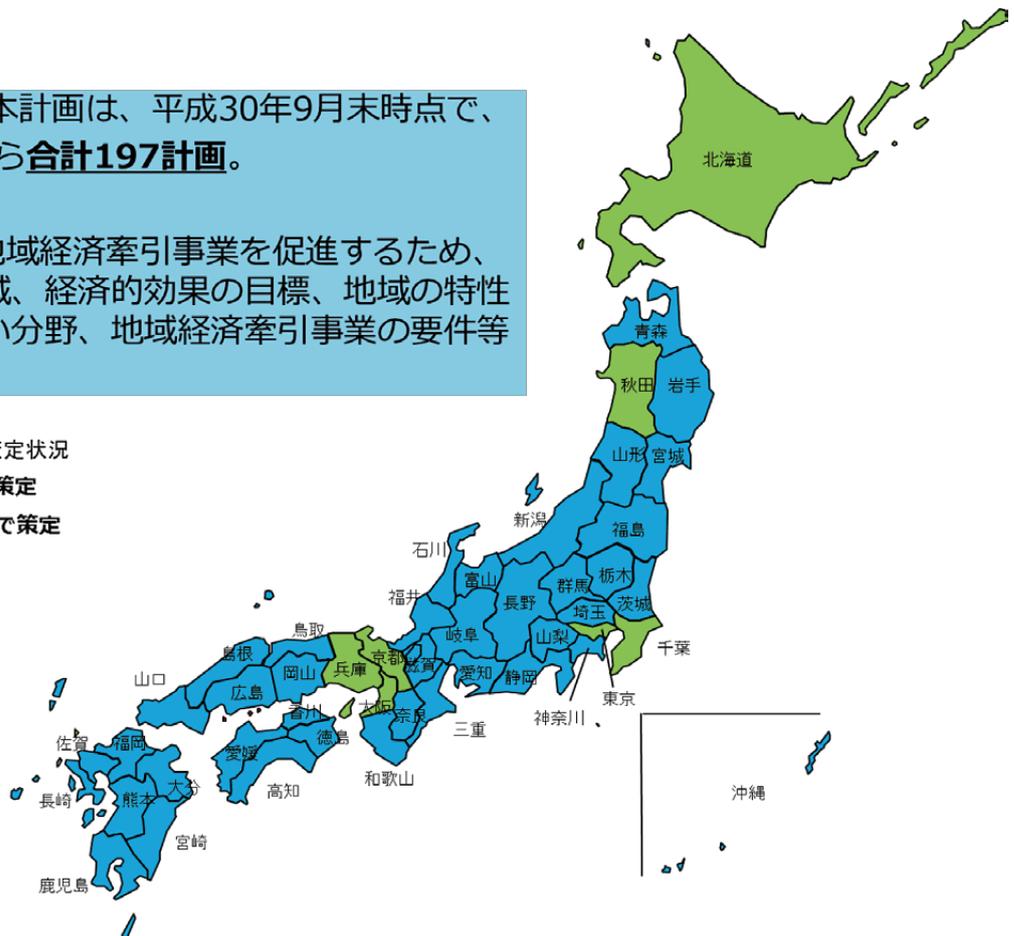
（出所）経済産業省資料

### 【参考】都道府県別の基本計画の同意状況

●同意された基本計画は、平成30年9月末時点で、47都道府県から**合計197計画**。

\*基本計画は、地域経済牽引事業を促進するため、対象となる区域、経済的効果の目標、地域の特性及び推進したい分野、地域経済牽引事業の要件等を定めるもの。

- 基本計画の策定状況
- 青：県全域で策定
- 緑：一部地域で策定



（出所）経済産業省資料

# 「地域経済牽引事業計画」の作成について

事業者の方が、都道府県知事の承認を受けるためには、定型の地域経済牽引事業計画を作成する必要があります。計画書には、地域経済牽引事業の内容及び実施時期、地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法などについて記載します。

なお、計画書作成にあたっては、各経済産業局の地域未来投資促進室にワンストップで相談・問い合わせ等に対応してもらうことが可能です。

## 【参考】地域経済牽引事業計画の様式

様式第1（第1条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

平成 年 月 日

経済産業大臣 名  
〇 〇 大臣 名  
都道府県知事 名 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」とい  
う。）第13条第1項の規定に基づき、下記の計画について承認を受けたいので申請します。

**地域経済牽引事業計画**

**1 必須記載事項**

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

(2) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

(関連する業種)

(事業の実施背景（これまでの経緯）)

(今後の具体的な事業内容)

(事業の目標)

(付加価値創出額)

(その他)

(3) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、当該事業者の名称及び住  
所並びにその代表者の氏名並びに当該事業者の役割

①名称、②住所、③代表者名	④役割
1	代表者
2	
3	
4	

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

(5) 地域経済牽引事業の実施時期

(実施の時期)  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(実施スケジュール)

取組事項	平成 年度	平成 年度・・・	平成 年度 (最終年度)
①			
②			
③			

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法  
事業者ごとに別紙1-1に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的效果

(見込み)

(算定根拠)

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的效果（取引債又は売上、  
雇用者数、給与支払額のいずれか）を達成する見込みであることを記載すること。

別紙1-1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法 (単位：千円)

年度	調達先	借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					
合 計	土地					
	建物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小計					

※1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。  
 ※2 金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度を利用する要領があるときは、その旨を備考欄に記載すること。

## 地域経済牽引事業計画の承認によるメリット

事業者の方は地域経済牽引事業計画の承認を受けることにより、各種の支援措置を受けることができます。支援措置の内容は、補助金や税制優遇など多岐に亘っており、日本公庫独自の金融支援としては、承認を受けた方を対象に「地域活性化・雇用促進資金（地域経済牽引事業計画関連）」による長期・固定での融資制度を提供しています（注：融資のご利用にあたっては、別途審査が必要となります。）。

### 【参考】各種支援措置の内容

#### ① 予算による支援措置

##### ○地域未来投資促進事業

（31年度概算要求額167億円）

- 研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
  - 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
  - 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
  - 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

##### ○地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業

（29年度補正予算額10億円）

- 地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用支援のための経費を補助

##### ○地方創生推進交付金の活用（31年度概算要求額1,150億円）

- 地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援。（交付上限の弾力化）

地域未来投資促進法に基づく承認を受けた地域経済牽引事業への優先採択などの連携措置がある事業一覧（参考）

- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
- サービス等生産性向上IT導入支援事業
- エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の一事業）
- 中堅・中小企業等への橋渡し研究開発促進事業
- 実践型地域雇用創造事業（厚生労働省事業）
- スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業（スポーツ庁事業）

#### ② 税制による支援措置

##### ○課税の特例

- 先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
  - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
  - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

##### ○地方税の減免に伴う補てん措置

- 固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

#### ③ 金融による支援措置

##### ○資金供給の円滑化

- 日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資（30年度新設）
- 地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

#### ④ 情報に関する支援措置

##### ○候補企業の発掘等のための情報提供

- 地域経済分析システム（RESAS）等を活用

#### ⑤ 規制の特例措置等

##### ○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- 工場立地法の緑地面積率の緩和
- 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

##### ○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

##### ○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案の創設

### ◆地域活性化・雇用促進資金＜地域経済牽引事業計画関連＞の制度

貸付対象	地域未来投資促進法第13条の規定に基づき、都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者	
資金使途	設備資金及び運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	(1)国民生活事業	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）
	(2)中小企業事業	7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）
貸付利率	(1)国民生活事業	基準利率。ただし、設備資金であって以下のいずれかを満たす場合は特別利率C。設備資金であっていずれも満たさない場合には特別利率A。 ・新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 ・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者
	(2)中小企業事業	基準利率。ただし、設備資金であって以下のいずれかを満たす場合は2億7千万円を限度として特別利率③。設備資金であっていずれも満たさない場合には2億7千万円を限度として特別利率①。 ・新規開業して7年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 ・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者

融資制度の詳細については、日本公庫支店窓口又は事業資金相談ダイヤル(0120-154-505 平日9時～17時)までご相談ください。

(出所) 経済産業省資料

地域未来投資促進法に関するお問い合わせ先 経済産業省 地域未来投資促進チーム Tel 03-3501-1587  
または各経済産業局まで ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。  
発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>